

令和元年12月27日

来庁者各位

中北保健福祉事務所

中北保健福祉事務所（中北保健所）の再編について

令和2年4月1日から、中北保健福祉事務所（中北保健所）本所と峡北支所を統合します。

（参考）

中北保健福祉事務所（中北保健所）本所・・・甲府市太田町

中北保健福祉事務所（中北保健所）峡北支所・・・韮崎市本町（北巨摩合同庁舎内）

甲府市が平成31年4月から中核市に移行したことに伴い、中北保健福祉事務所（中北保健所）本所における甲府市関連の保健所業務の大部分は、甲府市保健所に移譲されました。

これを受け、県では、中北保健福祉事務所（中北保健所）本所施設が老朽化していることや駐車場が狭小であること、本所支所の所管人口が逆転したこと等を踏まえ、行政のスリム化を進める観点から、中北保健福祉事務所（中北保健所）本所と峡北支所を統合することとしました。

統合により中北保健福祉事務所（中北保健所）本所庁舎は閉鎖し、現在の峡北支所内で業務を行います。名称は、「中北保健福祉事務所（中北保健所）」となります。

※現峡北支所（北巨摩合同庁舎1階）案内図：裏面のとおり。

なお、統合に伴い、現在の中北保健福祉事務所（中北保健所）本所が所管する市町（甲斐市、中央市及び昭和町）にお住まいの方の利便性が大きく損なわれることのないよう、住民サービスに直結した4業務（※）に関しては、3市町住民を対象に週1日の窓口時間延長日を設けます。

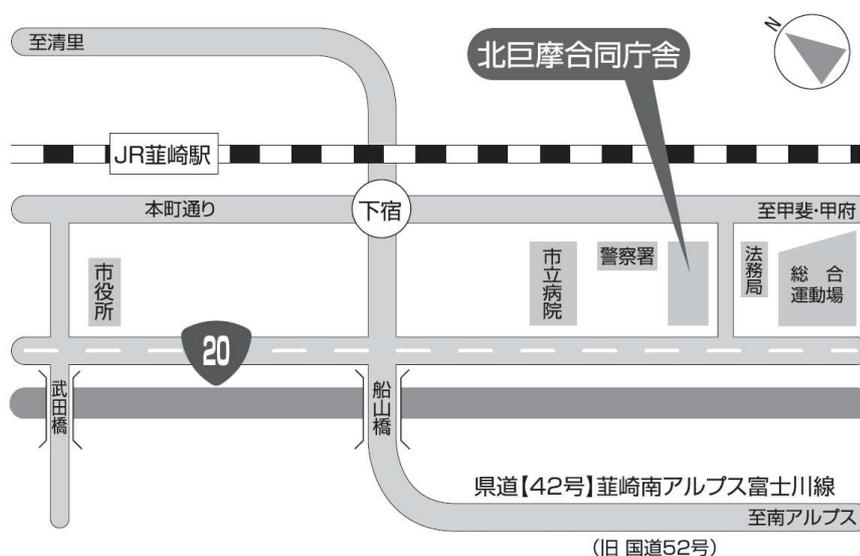
延長日 毎週木曜日

延長時間 午後7時まで（相談や手続きには時間を要しますので、お早めにお越しください。）

（※）住民サービスに直結した4業務（相談や医療費助成申請の受付等）

指定難病医療費助成
小児慢性特定疾病医療費助成
肝炎治療費助成
不妊治療費助成

【北巨摩合同庁舎案内図】



〔車でお越しの場合〕

- ・中央自動車道韮崎ICから、県道27号及び県道6号を經由して約10分
- ・国道20号または県道6号から、案内標示板のある丁字路を曲がってすぐ

〔電車・バスでお越しの場合〕

- ・JR 韮崎駅から徒歩約20分
- ・JR 韮崎駅からバス「敷島経由甲府駅線」等で「韮崎市立病院」バス停下車後徒歩5分

- ・住所 〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎1階
- ・電話 0551-23-3074
- ・FAX 0551-23-3075